

令和5年度 第3回滋賀県障害者施策推進協議会
議事概要

- 1 開催日時 令和5年(2023年)11月16日(木曜日)
午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県大津合同庁舎7-A会議室
- 3 出席委員
会場出席 石野委員、大平委員、岡本委員、加藤委員、川本委員、
木村寛子委員、崎山委員、田村委員、馬場委員、
増田委員、山根委員
オンライン出席 細谷委員、堀尾委員
(五十音順、敬称略)

4 内 容

- (1)開会
- (2)議題1 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて(素案)
議題2 その他
- (3)閉会

5 議事概要

- (1)開会
 - 奥山健康医療福祉部次長からあいさつ
 - 各委員から自己紹介
- (2)議題
 - 議題1 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて(素案)

(会長)

それでは、次第に従い議題を進めてまいりたい。まず議題1、滋賀県障害者プラン2021の中間見直しの素案について、事務局から説明願う。

(事務局)

- 資料1-1に基づいて説明

(委員)

私が普段から担当している役割が相談支援体制の充実や自立支援協議会の機能強化などなので、その辺りについて少し気になるところをお話しさせていただく。素案資料1-2、p40に相談支援のことが書かれているが、まず「(工)総合的、専門的な相談支援体制の充実」の欄。今回の基本指針では、法改正があり、基幹相談支援センターの設置が市町の努力義務になった。一方で、県内でいま基幹相談支援センターがないのが、湖南圏域の野洲市、東近江圏域は2市2町。それ以外は設置済みになっているかと思う。以前は「設置をしていく」ということがかなり重要な位置づけだったかと思うが、現状としては設置されている所がかなり多くなってきているので、「体制の充実」に加えて「体制の強化」もぜひ付け加えていただけるとよいと思う。「ある」だけではなく、「あるところがしっかりと機能していく」という意味付けを文章の中に入れていただくとありがたい。それに伴い、成果目標のあたりもお話したい。参考資料2-1の成果目標設定シート。おそらく県で作成され、各市町に説明し、数字を集めて県の数字とされるご予定かと思う。もう市町に説明をされて、数字を集め始めているところであれば少し機を逸したかも知れないが、いま申し上げたような「充実強化」という視点でいくと、今回の国の基本指針は、前回よりもかなり細かく数字設定した方がよいのではないかと出されている。例えば、基幹相談支援センターの機能として、地域の相談支援事業所に対する訪問による専門的な指導・助言の件数は何件か、とか、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数が何件か、など、国が出している基本指針に、そういった数字も出した方がよいのではないかと書かれている。いま設定の目標数として、基幹相談支援センターについては「設置」となっているが、先ほど申し上げたような、設置がかなり進んでいる状況の中で「設置」という目標値では、実態に対して充実強化を図っていきづらいのではないかと考えている。できているところについては、基本指針などに載っているような機能が本当に機能しているかどうかを諮るためにも、各項目に対しての実施見込みを本来掲げた方がよいのではないかと。

同じく成果目標のところ。いま申し上げた P14 の下の箇所について、「②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」となっている。これも総合支援法の法改正がされ、協議会に守秘義務が付いた。個別の事例について議論をし、そこから見えてくる地域課題をしっかりと共有・議論して解決し、最終的にはお一人お一人のお困りごとを解決していく、ということが強化された。これは滋賀県がもともとの源流となって始めていることで、それが日本全国に広まって法律にも示されている。この取り組みがさらに充実していくあたり国の基本指針には設定した目標値が載っており、「自立支援協議会における専門部会の設置」とある。各圏域の自立支援協議会をみると、かなりの専門部会がもうすでに設置されている状況。さらに、この項目については、国の基本指針では、個別の事例から検討する回数か示されている。要するに、先ほど申し上げた法改正に伴い、もう一度原点に立ち戻り、お一人お一人のお困りごとをしっかりと共有して考えていく、ということを明確にしている数値目標かと思う。私が県の自立支援協議会の事務局長、あるいはスーパーバイザーとして各圏域の状況

をみていると、協議会を活性化させるためではあると思うが、個別の事例からみえる協議が、最近あまりなされていないのではないかと思っている。これを機に、もう一度原点に戻る意味でも、国が示しているような数値目標の方がより良いのではないか。

(会長)

今のご意見は、2点とも、どちらかという「滋賀県は進んでいるのだから、ちゃんと具体的に次の目標を出しましょう」ということかと思って聞いていた。他はいかがか。

なければ、皆さんには少し考えていただき、私が少し発言させてもらう。先ほどあったように、障害児の部分は一旦ここで区切りがあり、また再スタートになる。国でも児童福祉法を改正して、ここにあるように児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児支援の中核機能の拠点とする、という方針を掲げている。そこで、滋賀県ではどういう児童発達支援センターを目指すのかをもう少し議論する必要があるのではないか。国では4つの機能を出して、それをどういう制度の中でどういう形で進めていくのかをお示しするのに、スタートアップマニュアルとか、手引書みたいなものをいま作っているところだと思う。しかし、そういうものに頼らずに、滋賀県として、現状の中で、特に障害児、乳幼児期だけではなく学齢期も含めて、放デイや学童も含め、どういう体制を作って質と量を強化していくのか。そこが、いまの参考資料を見てもなかなか分かりにくい。資料の1-1を見てもあまり具体的でもなく、放デイないし学童保育みたいなところがでてくるわけでもない。必要な時に必要な相談の入り口としての児童発達支援センターの強化みたいなことを、法改正までして国がその目標を掲げているところなので、資料を見ても大人の施策は多く書かれているが、滋賀県としても、子どもの施策、あるいは最近では虐待などにつながっていくリスクの高い子育ての家族支援も含め、もう少し書き込んでいただけるとありがたい。

(委員)

共生社会づくりのところで、以前ご質問させていただいた件。「公共安全施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化」のところで、駅のバリアフリー化率(1日3千人以上)について、100%と書かれている。以前も発言させてもらったが、「1日3千人以上」というのが、果たして滋賀県の実態に合っているのか。滋賀県は縦に長く、ただでさえ公共交通機関が電車しかないと言われている。私たち当事者が移動支援を使うにしても、何を利用するにしても、まず公共交通機関を使うことが基本とされる中、この公共交通機関が、またさらにバリアフリーが進んでいないということになると、なおさら障害当事者の社会活動がどんどん制限されてしまうように感じる。もうちょっと滋賀県の実態に応じた数字であったり施策であったり、状況を踏まえた取り組みをぜひお願いしたい。

(委員)

資料が多くあり、まだ頭の整理がつかない状態だが、分からないところがあるのうかがい

たい。障害者プランの素案の中で、当然、分けはいろいろな分野に分かれていると思うが、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画素案のところ。後から説明があるかと思うが、ひとまずそれは置いておき、皆さん、もちろん事務局もご存じかと思うが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年5月に制定された。第13条に13分野が規定され、福祉、医療、労働、教育、文化芸術、電気通信、司法手続、スポーツ、保健、介護、放送、交通、レクリエーション等、13分野ある。重要なことは、法律があるということ。国が障害者の施策を、アクセシビリティ法に基づきしっかりと計画しているのに対し、この障害者プランはそれに基づいていないことにどこか違和感がある。文化芸術活動推進計画の中には入れ込まれているのか、そこは今はまだ存じ上げないが、国では謳われているのに、この素案の中には何ら組み込まれていないことに違和感をもっている。

(事務局)

ご発言の内容をもう一度確認させていただきたい。今のご意見は、障害者プランの中にアクセシビリティ法を踏まえたことが書かれていないことに対するご意見ということでしょうか。

(委員)

そうです。

(事務局)

具体的にどの箇所についてそのようにお感じになられたか、教えていただけるとありがたい。

(委員)

国では、全部で13項目。その中で、全ては把握していないが、アクセシビリティ法には、それに基づいて、意思疎通支援やそれを充足させること等の項目が全てに入っている。文化芸術は入っていないかもしれないが、幅広く、いろんな項目に「アクセシビリティ」という文言がきちんと入れ込まれている。そういう独立した項目も必要ではないかと思う。共生社会づくりの方にもそれが組み込まれているのが一般的ではないかと感じている。

(事務局)

独立した項目については、資料1-2のp30。「(3)情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために」ということで、項目を挙げて記載している。これは、どの分野の場面かを限定している訳ではなく、できるだけ多くの分野で、という趣旨でここに記載している。

(委員)

この資料1-1の共生社会づくりの方にはこの項目がまったく載っていない。もう一つ発言させていただくと、プランの素案、p1にはプラン作成の背景が書かれているが、アクセシビリ

ティ法に関することが全く書かれていない。文字としての記載がない。昨年法律が施行されているので、大切なことではないかと思っている。

(事務局)

資料1-1の概要版では、いくつかのことを抜き出して書かせていただいているので、今のご意見も参考に、概要版の記載内容を考えさせていただく。加えて、資料1-2、p1に記載しているのは、「滋賀県障害者プラン2021」として2021年当初にこのプランを立てた時の基本的な考え方として書かせていただいている。この時点ではまだ情報アクセシビリティ法はできていないため、現在については情報アクセシビリティ法も念頭におきながら見直しをさせていただいている。また抜け落ちている点等あったらご指摘いただければと思う。

(委員)

前回のときにもお話をさせていただいたが、滋賀県の障害者雇用の状況は全国平均よりもだいぶ上回っている。ただ、障害の程度によっては全く採用されていない立場の方もおられる。現在、滋賀県含め日本全国で産まれる出生数が1年間にだいたい77万人あまりで、死亡される方が156万人あまり。1年間に79万人あまりの人口が日本では減少している。人口が減るということで、労働力が減少している時代に、やはり障害の程度に応じてもうちょっとご指導いただきたい。就職というのは、人間らしい仕事を提供する義務もあると思うので、職場のご指導ならびに、働いておられる方については同一労働、同一賃金の指導も含めてやっていただき、満足して仕事にあたって頂けるような環境づくりにもご指導いただきたい。また、「障害の程度に応じて」と先ほど申し上げたが、どうしても職場の環境になじめない障害をもつ方々もおられる。p81に書いていただいているが、自然にかえたかたちで、介護の場合は難しい部分もあるが、ここに「介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労を促進されるよう」と書いてある。これは、本当に喜んで体現しておられる方々が増えてきた。食品は私たち人間の組織になる。農産物の生産は、自然の原野で自分たちの食べるものを生産し、また太陽に触れ、いい思いをされながら生産物を作っておられる。そういう姿を通じて、障害の程度に応じて喜びを感じていただけていると思う。その辺りをもう少し大きく取り上げていただけたらありがたい。

(委員)

ペアレントメンターについてうかがいたい。素案のp47。先に非常に基本的な質問だが、概要版の目標設定に書いてあるペアレントメンターの人数45名というのは、県のペアレントメンター養成講座を受講された方の人数、受講して登録している方の人数ということで間違いなにか。

(事務局)

今おっしゃったように、45人というのは、ペアレントメンターの研修を受講されて登録された方の人数を示している。

(委員)

そうすると、目標設定としては若干弱いのではないか、という気がする。素案のp47に「家族への支援の充実」を重点的取組としてくださっている。「発達障害のある人への支援の充実」という項目の中で「家族への支援の充実」の部分。一つ目の乳幼児期はいいとして、二つ目の家族支援については、「市町における家族支援事業の推進を図る」ということがまず一つあり、やはり直接的な家族支援は基礎自治体であるだろうと理解している。その後、じゃあ県の役割は何かというと、当然市町への推進も図るが、「県によるペアレントメンターの活動支援等の充実を図る」とされている。活動支援ということは、登録して下さっているペアレントメンターの方を始めとして、市町等との連携だったり、実際にそういう場に出てピアサポートの機会を増やしたりなど、そういう部分が、この重点的取組の目指す方向だと、普通に読むとそう読める。そうすると、単に、登録人数ではなく、登録している方が実際にどれだけ現場に出て稼働したか、という稼働率であるとか、もしくは県として何かモデルを示すような取り組み、例えばこういうペアレントメンターの活用方法がありますよ、とか。そういった施策のどちらかくらいじゃないと、目標としては弱いのではないか。重点的取組の記載内容とあまり合致しないのではないかと思うので、その辺りを増やしていただければと思う。

(事務局)

目標値についてはもう一度考えたい。実際ここに書いている県によるペアレントメンターの活動支援について、具体的には、市町がペアレントメンターの活動を支援するだけでなく、なかなかそれが進まないところもある。そのため、まず先に発達障害者支援センター、いわゆる県が設置している支援センターでペアレントメンターの方を活用させていただくようなことを実施し、その上でこんな風に活用できる、ということを示すようなことをやりかけている。ここにはそういうことも含んで記載している。

(委員)

ペアレントメンターは、発達支援に係わっている方の中では割と期待する声も多いので、せっかく発達障害者支援センターで活用されるのであれば、それもぜひ記載していただきたい。もう一点続けて、「ともに育ち学ぶ」の「切れ目のない指導・支援」の箇所。より基本的な質問になってしまうが、素案のp71。先ほどの目標に関して、概要では個別の指導計画と、個別の教育支援計画の活用率は検討中となっているが、活用とはどういう定義なのか。ちゃんと資料を読み込めていないが、素案のp71、一番下の表から想像すると、今までは作成率が目標で、個別の指導計画の作成は、作って支援を開始するところまでが作成である、と。今回言っている「活用」

というのは、それを使って保護者および関係機関と連携を行っていることを指して「活用」と言っているのか。この辺りの定義は、記載も分かりにくいのと、単純に判断が難しい気がする。この「活用」という言葉が意味するものは何か教えていただきたい。

(事務局)

いま言っていたように、特別支援学校では支援計画などの作成にずっと取り組んできた。しかしながら、最近は、高等学校等、一般の学校におられる障害のある方も多くいる。そういう方々に対してはこれまで作成が十分進んでいなかったこともあり、それを進めていくこと、あとは活用。作ったらそれで終わりではなく、それを家族の方や本人と共通理解をはかりながら次の支援につなげていく、ということのをこれからの目標にしていきたい。

(委員)

作成の段階で、保護者との合意形成なり、具体的にどういう支援をするか、という話はされると思うが、小・中ではそれが整理されてきており、高校ではまだまだ、というのは、おっしゃる通りだと理解したが、「活用」の定義をもう一度教えていただきたい。作成の段階で、保護者や場合によっては関係機関などが係わっていると思うが、その「作った」という状態と、「作ったけれども活用できていない」という状態と、これは「作って活用もできている」という状態を区別する基準はあるか。数値目標とすると、どこかで線を引かないといけないと思うが、どこで線を引くのか。

(事務局)

まずは作るところで、保護者の理解で難しい面がある。「支援が必要だ」と学校側は思うが、それに対して保護者や本人が「いやいや、違う」ということもある。そこら辺の合意というか、そこがまず一つ作成するにあたりハードルになっている部分がある。やはり本人、保護者の同意を得ずに作成はできないので、共通理解をどうしていくか。学校現場では、そこにすごく苦勞している。作ることができる、次に、こういう風に活かしていくことができる、ということも含めて、本人、保護者と共通理解をしていける。そこで「お願いします」となれば、次のステージ。就職や進学で引き継ぎの資料として、それをもとにしながら次の支援を考えていただくように活用できている部分も増えてきてはいる。しかしながら、そこにいくまでに、現場で、どうかな、という話がでてきているのが、本人、保護者の理解。特に一般の高等学校では、一つそこがヤマになっている。

(委員)

理解が悪くて申し訳ない。端的に言うと、作成と活用はまず別で、「活用」というのは高校卒業後なども見据えて、外と連携するときに使うことを指して「活用」と言うのか。

(事務局)

それもあるし、一般の学校だと、まず学校の中での理解、指導支援の理解のために使う。

(委員)

ここからは意見。小中学校では15、6年位前から個別の指導計画の作成は進んできていて、作成率に関してはかなり高くなってきている。ただ小中学校に関しても、作っているだけで、実際、実は保護者もそんなに納得していなかったり、字面だけで効果的な支援ができていないのではないかと、という指摘もあつたりする。「活用」を目標にするのは、いまの説明だけだと若干分かりにくい、と正直思った。ただ、小中学校のこともあるので、作りっぱなしで終わらないために、よいかみ砕いて理解できるような「これが活用の定義です」ということを作ってやること自体には賛成。学校の中で活用することに関しては、作った時点で区別はできないと思う。作る時にいろんなところが多少関わっているだろうから「作りました。それを学校内で共有して活用しています」と言われたら、それは良い・悪いの判断ができない、ジャッジできない。外との連携を「活用」と定義するのは、一つのやり方だとは思っているので、その辺ちょっと言葉を整理しつつ、活用の定義を明確に出してもらいたい。

(委員)

視覚障害者の立場として質問したい。一つはインクルーシブ教育について。国も滋賀県も推進はしているが、インクルーシブが終わった時点で就労に移行するにあたり、視覚障害者にはマッサージ、鍼灸という免許の保有証がある。昨年裁判も勝ち取った。それに対して、学校を卒業し、いま視覚障害者で大学に行ける人が全国的にだいたい5、600人ほどしかいない。滋賀県はずっと少ない。すぐに就労できないため、学校を卒業するときの指導時に、視覚障害者の人に対して、学校教育として専門学校に行くという筋道を進路指導でしていただきたい。インクルーシブ、プラス進路指導、プラス就労という位置づけをしていただきたい。もう一つ、レスパイト入院について。滋賀県は何日間を目標にレスパイト入院をしているのか教えてほしい。

(事務局)

今調べているので、お時間いただきたい。

(会長)

では、待っている間に委員どうぞ。

(委員)

もう一つだけ、言わなければならないと思っていたことで、いま学校の話が出たので発言させていただきます。プランのp61、「(イ)災害時用配慮者の避難支援【重点取組】」の部分。一番最後に、コミュニケーションの障害がある人に対して、視覚障害の方のことが書かれており、とても

重要なことだと思う。そこに聞こえない人もやはり含んでいかないといけないと思う。なぜかと言うと、東日本大震災のとき、被災した障害者の中で、聴覚障害者の死亡率は倍ほどあった。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、いろんな種別で公表があったが、聴覚障害は抜きんで高かった。比べる話ではないが、移動に困難があるわけではなく、行動ができるのに、情報が入らないことで高い死亡率につながった。厚生労働省としても、その実態を踏まえて、各県に対して視覚障害・聴覚障害ともに配慮しなさい、と指示があったかと思う。そういう項目もここに載せ込んでいく必要があるのではないか。もう一つ、福祉避難所について。最近では、福祉避難所として提携、協定しているような施設が増えているかと思う。避難所と言えば、福祉施設または公的施設が多いが、そのように限定するのではなく、特別支援学校もそこに含めていけばよいのではないか。障害のある子どもたちが、特別支援学校ならば安心して避難できる、という心理的なものもあるかと思うので、そういう考え方をもっといただけたらと思う。内閣府の防災担当と話をしたこともあるが、そういうことの必要性を話したところ、「そうですね」と考えが合致したので意見させていただいた。

(会長)

防災のところの書きぶりで「聴覚も入れてほしい」という話と、「福祉避難所の範囲に特別支援学校も入れてほしい」というお話だった。では、委員のご意見に対する回答と、その続きで委員の意見に対する事務局の考えをお願いしたい。

(事務局)

返答が遅くなり申し訳ありません。内容が健康寿命推進課の所管になるが、代わりに答えさせていただきます。レスパイト入院については、原則1回につき14日以内。60日を延べ越えると退院から3ヵ月間利用できなくなる、というのが現状の制度。

(委員長)

では、委員の要望に対してはいかがか。

(事務局)

コミュニケーションの部分について答えさせていただく。この部分に関しては、ご意見を踏まえ記載内容の修正を考えさせていただきたい。

(事務局)

福祉避難所については、基本的には市町が整備される。協定という話があったが、こういった課題があって指定が進んでいないのか、とか、そういう部分については市町をまわりヒアリングをさせていただいている。その中で、いま委員がおっしゃった特別支援学校を福祉避難所に位置付けられないか、ということを実際に考えられ、学校と市の間で話をしていこうという

動きがあるところもある。県としては、そういう部分にも一緒に立ち会いながらできる限りの後方支援ができたかと考えている。

(委員)

インクルーシブの話聞いていないので、どういう考えでおられるのかお聞きしたい。

(事務局)

インクルーシブについては、文部科学省からも、インクルーシブ教育の推進に取り組むよう言われている。具体的には、市町の小学校の児童生徒と特別支援学校の児童生徒が交流をもったり、復籍という、両方の学校に籍を置きながら定期的に学習や活動を共にしたりする中で、障害のある子どもとない子どもがお互いにそれぞれのよさを見つけていく、という取り組みを進めたりしている。教育委員会としても、インクルーシブ教育賞という、毎年県から学校等でそういう取り組みをしているところに対して表彰をしている。あとは、障害がある生徒が市町の学校で学べるような分教室研究ということも進めていき、市町の小中学校で特別支援学校の分教室を作ってその中で子どもたちが学べるようなシステムも作れないか、ということを各市町と協力しながら取り組んでいる。

(委員)

インクルーシブの後の就労の方も計画してほしい。

(委員)

少し不安になってきたので、先ほどの個別の指導計画の話だけ、もう一度最終確認したい。素案でいうとp71。最後に確認したいのが、学校内での連携を「活用」と言うかどうか。結論としては、たぶんこの一点だと思う。保護者も含めて、保護者との連携や校内連携を「活用」と言ってしまうのであれば、それは個別の指導計画の作成とイコールにならざるを得ない。それを教育委員会が区別することは不可能だと思う。その場合、おそらく「作成率」と言い換えられた方がよいのではないか。校内連携や保護者連携は「活用」に含まない。それは作成している段階で当然やっていることは明らかだから、「活用」と言う時にはそれを含まない。やるんだったら、そのことを明確にされた方がよいと思う。それが、私が先ほど言いたかったこと。もし、いまお答えいただけるのであれば、校内連携や家庭との連携を含むか含まないのか、今後検討するのであればそれでもよいが、その辺りのお考えを最後にお聞かせいただきたい。

(事務局)

そこまではお答えできないが、今の意見を参考にさせていただきながら、課内でも検討させていただく。

(委員)

先ほど委員が質問されていたインクルーシブの回答の中で、考え方として、「あれ？」と思ったことがあった。間違っ手話を読み取っているかもしれないのでお聞きしたい。担当課のお話を聞くと、なんだか聾学校、盲学校はいらぬという考えのように捉えてしまったが、どうか。

(事務局)

いえ、そうではない。いろいろな障害の方がおられるので、その障害の実態に合わせて教育支援していくことがもちろん大事。それを踏まえた上で、インクルーシブを進めていきたいと考えている。

(委員)

ますます分からなくなりました。曖昧で納得できない部分があるが、聾学校・盲学校というのは、とても大事な教育の現場だと思う。歴史もあるし、今後も継続すべきだと思う。

(委員)

「ともに暮らす」の資料、p36。グループホームの整備促進が重点取組となっている。確かに、グループホームの件数で言えば、本当にたくさん建てていただき、増えてきた。ただ、やはり最近、中の部分でいろいろな問題がでてきた。県で認可されてスタートしたが、開いてみたら、本当に障害当事者の方にとってはすごく大変な、経済的に大変なグループホームもあるし、食費などをごまかしているところなどもある。グループホームの数を増やすのも大事だが、やはりスタートするまでにどうい内容であるのか、というところ。運営する中で、途中で監査というか、見に行っていたら、内容を県としても把握していただかないと、保護者としたら「家だけ大丈夫なんだろうか」という不安がある。重点的取組の中に運営に関しての調査、それから指導というところも書き加えていただけたらと思う。

(委員)

最初のところで私が申し上げた「こういうところももう少し盛り込んでいただきたい」と言ったところについては、もう一つ出していただいた参考資料2-2、p16で、国が示している数値目標も聞いていただいているので、全体が見れておらず失礼した。入っているということで安心した。それに伴って伝え忘れたことが1点ある。素案のp40、先ほども言っていたが、「総合的・専門的な相談支援体制の充実」のところ。以前の計画では、基幹相談支援センターの設置がまだ明確化されていなかったのてこういった書き方になっていて、「■総合的・専門的相談支援の実施については、…」のあたりが参考として書かれているが、今回、先ほどお話しさせていただいたように、かなり国から「これが役割である」「こういうことをした方がよい」「数値目標まで立てなさい」ということを明確化されているので、ここは参考と言うよりは、「これをしなさい」と書き換えてもよいのではないかと考えている。■が2つあって、2つめの■に✓

が3つ付いているが、これは、今回はこの3つが例示されていたのでこの3つになっているかと思う。今回は、個別事例の支援の検証も、この相談支援の強化の取り組みの中に入っていたかと思うので、それも加えていただくと、より基幹相談支援センターが何をしなければいけないのか、が伝わりやすくなるのではないかと。そしてもう一点、これはなかなか難しいことかとも思うが、先ほどの委員のお話も少し関連する部分。要は、重い障害のある方、行動障害があったり、医療的ケアが必要だったりする方々が利用するグループホームを増やすということがあるが、実際にそのためにできた日中サービス支援型が、そういった方々のための使われ方、建てられ方がしていない。そういうことに対しても、建てる段階で、ぜひしっかり指導していただく、ということがあると思う。そこに関して、今回の数値目標では、行動障害と医療的ケアと高次脳機能障害がある人向けのグループホームの数をあげていくことが望ましいと書かれている。生活介護の数値目標はそうになっているが、グループホームはそういう数値のあげられ方がしていない。「望ましい」となっているので、今回はなかなか難しいと判断されたのかとは思いますが、現状の考え方を少し教えていただくとありがたい。

(事務局)

まず整理すると参考資料2-1、2-2は、市町が、県が示す数字を作成するための指標の説明書と認識している。実際には、市町の皆様には、もっと細かい、エクセルで細分化された数字を照会するなど、項目についてはいま委員がおっしゃったような、例えば基幹相談支援センターであれば個別事例の検証の実施回数、あるいは主任相談専門員がどれくらい配置されているか等、これから照会することがあるので、まだ手遅れではない状況。また改めて、別の時間帯でご相談させていただければと思う。それから、後段におっしゃいました強度行動障害の方とか高次脳の方、医療的ケアの方についての供給目標については、県からは市町に「数字がほしい」と説明した。規模が大きい所は「把握できない数字もあるので難しい」という自治体と、郡部のような人数の少ない所は「実際手で数えれば把握ができる」という自治体がある。数字を掴むこと自体にできる所とできない所が混在すると、数字としては意味がないので、説明会の中では、県から市町に対して一律に「数字がほしい」という説明をした。おっしゃるように、グループホームについては、国は細分化した、「医ケアの方」とかの人数については、「望ましい」というようなやんわりした言い方で表現されているので、私どもからするともう少し踏み込んだ表現の方がありがたかったが、県のスタンスとしては「数がほしい」とお願いしている。参考に、つながりのある都道府県に聞くと「何らハレーションはなかった。数字はもらえました」というところもあれば、「多分、問題なくいけるでしょう」と比較的楽観されているような意見があった。残念ながら私どもの自治体では割れそうなので、数字をもらえるように努力したい。

(委員長)

それでは、議題(1)を終わりました、議題(2)その他について事務局からお願いしたい。

(事務局)

○資料3 に基づき説明

(委員)

私が手をあげたら「また手を挙げた」と思われるかも知れないが、私の立場としてはとても残念な思いをもっている。なぜ残念かと言うと、一つ目は、ろうあ協会と手話通訳者の関係団体の連名で要望書を提出したことについて。まず、条例名称の問題。そして二つ目は、見直し規定の問題を出した。最終的には知事に会いたいということも要望の最後に盛り込んだが、それに対する回答が全くなかったことを残念に思っている。「パブリックコメントを募集したので、要らないのではないか」というのも理解に苦しむ。二つ目は、昨今の厚生・産業常任委員会の中で、私は傍聴に行っていないが、ろうあ協会や他の通訳者団体で傍聴に行った者が、県当局の考えを聞いて「温かいものが何もなかった。冷たい意見ばかりが飛び交っていた」という印象を受けたよう。「ゴリ押しのような感じを受けた」という意見があり、こちらも「そうだったんだね」と報告を聞いた。今回の資料も、前もって資料を配ったらよいのに、今配られたばかりで、いろんな項目を読む時間も、それを咀嚼する時間もないのが残念。繰り返し申し上げているが、このままでは、関係団体も喜ばない状態が続いている。最低でも知事に会い、お話ししたいと思っている。いままでの担当者の立場もあろうかと思うが、次長もしくは長谷川課長のコメントをぜひともいただきたい。

(事務局)

昨年度からだが、本年度も専門部会や施策推進協議会で議論を重ねてきた。その中で、県としては合理的と思えるところを着地点として今回条例の制定を進めているところ。私どもとしては、仮に今後、県議会でこの条例ができた後には、この条例は手話言語条例と情報コミュニケーション条例の一体型の条例であるので、その二つの取り組みを進めていきたい。まずは手話言語の、長らくご指摘いただいていた手話の言語性の関係。また、小さな頃から学ぶ環境作りというところ。それから視覚障害者の方、発達障害者の方、皆さまから意思疎通関連のご要望をいただいているので、そうした取り組みを、まずはこの3年間、3年後の見直しの規定があるので、この3年間、各障害者団体の皆様のご協力を得て、周知活動や各種取り組みを進めさせていただきたい。いまは「残念だ」と思っているが、まずはしっかりと取り組むことで、曲がりなりにも「ちゃんとやってくれた」と思ってもらえるような3年間にしていきたいと考えている。

(委員)

県議会には12月に出されるかと思うが、その前に知事とぜひ会いたい。そのような場で協議をするということではもちろんないが、既に要望も出しているのもので、それを無視することなく、会わせていただくことはできないか。その辺りをお聞きしたい。

(事務局)

要望書もしっかりと受け止めて拝見しており、庁内でも共有はさせていただいている。機会を相談して、知事含め協議の場をどういった形でもてるのかを庁内で相談する必要もあるが、対応はさせていただく。

(委員)

今の長谷川課長のお言葉、信じてよろしいか。

(事務局)

委員からいただいた内容については、この場でご回答する内容ではないと思うので、課で一旦引き取らせていただき、個別にご相談をうかがいたい。どういった対応ができるかは、この場では回答を控えさせていただく。

(委員)

奥山次長のお話を伺った。とにかく非常に大切な条例だと思う。何も反対している訳ではない。しかし、意見として、パブリックコメントの中にはたくさんの意見がある。それを見ているのに、そのままにして進んでいくのは少し納得がいかない。細かい話になるが、パブリックコメントに対しての回答を見せてもらうと、いくつかドキッとするような回答がある。これを、このままのやり方でいくのは乱暴なやり方なのではないかと思っている。

(委員)

委員のご意見はご意見として、私たちもご理解することだとは思いますが、いまこの協議会で話を進めるのはちょっと場が違うのではないかと思う。次の議題もあるので、よろしく願いしたい。

(事務局)

委員が先ほどおっしゃった「このままでは少し乱暴ではないか」というお話とか、このパブリックコメントについては、県が協議会で諮った条例に対して県民の皆さんにご意見を頂戴したということなので、県が責任をもってご回答させていただく。また、その中でご意見があるということなので、担当課で個別にご意見うかがいたい。

(事務局)

○資料2-3に基づいて説明。

(委員)

いまお話を聞いて「面白いな」と思った。まず質問。文化スポーツ部、文化芸術振興課、という部署があるかと思うが、推進計画について議論する場に、聞こえない人、見えない人、当事者は入っているか。

(事務局)

懇話会の委員には、当事者の方で文化芸術活動をしている方がいる。

(委員)

知りたいのは、聞こえない方または見えない方、当事者の委員が入っているか聞きたいが、いかがか。

(事務局)

当事者の方は、聞こえづらい方です。

(委員)

曖昧な返答はちょっと困る。「いません」と言っていたら結構だが、このような大切な推進計画なので、本当は視覚障害の立場、聞こえない人の立場、知的障害の立場、いろんな障害当事者の、いろんな意見を吸い上げて進めていく方が充足した計画になるのではないか、という意図で聞いた。できない場合は、ヒアリングでもかまわない。いろんな方法があるので、選出しなくても、そういう方々に聞いて回るという方法もあると思うので、よろしく願いたい。

(委員)

障害者総合支援法で難病も障害者に入った。しかし、障害者手帳はもっていない。p7のご説明のときに、「鑑賞の機会の充実に向けて、障害者手帳を持っていらっしゃる方の観覧料を無料にします」とおっしゃった。難病患者は難病法による医療費の登録者証はもっているが、障害者手帳はもってない。障害者総合支援法により難病も障害者であると言われているが、この点については、どのように対処していただけるか教えていただきたい。

(事務局)

現状、文化施設などで観覧料を無料にする場合、手帳を見て、という現場レベルでやっているところが多いかと思う。いまのお話を踏まえ、こういった対応ができるのか、今後検討させていただきます。

(会長)

難病の方も無料で見られるように対応を考えるといいか。そういう方向で検討していただきたい。

それでは、予定している時間になろうとしているので、予定していた議題についてはここで終了したい。進行を事務局にお返りする。

(事務局)

委員のみなさまには長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。いただいた御意見につきましては、今後の施策につなげていきたい。